

熊本高等専門学校いじめ防止基本方針

1. いじめ防止等のための基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた学生の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるものである。この認識を全教職員が共有し、すべての学生が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止に組織的に取り組むこととする。

(2) いじめの定義

本基本方針における「いじめ」とは、学生に対して、一定の人的関係にある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめの禁止

学生は、いついかなる時でも、いじめと認識される行為を行ってはならない。

(4) 学校及び職員の責務

学校は、いじめが行われず、全学生が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように保護者、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めるものとする。

(5) 組織的対応

学校は、いじめの防止、早期発見、いじめ事案への対応等に対して、「学生委員会」を中核として組織的に活動し、「学生相談室」「教務主事」「寮務主事」と連携を図りつつ、適切な対策を講じるものとする。

2. いじめ防止等に関する措置

(1) いじめの防止

① 共通理解を図る措置

- ・教職員対象の講演会や研修会を実施し、いじめに関する基本的事項について共通理解を図る。
- ・いじめ防止を目的とした人権教育をホームルームにて行う。

②いじめに向かわない態度や能力の育成

- ・クラブ活動や寮生活、留学生との交流等を通じて社会性を育み、他人の気持ちを共感できる豊かな情操を養い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

③いじめが行われないための指導上の留意点

- ・ストレスといじめの関連性等、いじめの背景となる事象についての理解を深めるために、教職員向け研修会等を継続的に実施する。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、学生を凶らずも傷つけたり、他の学生によるいじめを助長したりすることのないよう、指導には細心の注意が必要であることを共通認識する。
- ・学生と直接接する機会の多い担任に対し、担任としてのノウハウの伝承といじめに関する知識と対処に関する研修を企画・実施する。

④自己有用感・自己肯定感の育成

- ・学生が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、熊本高等専門学校としての表彰制度を積極的に活用する。
- ・学生が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができるよう、清掃活動、地域の行事へのボランティア参加、地域の小・中学校との連携事業等に積極的に参加させ、ホームページ等で広報する。

⑤学生の自主的取り組みの推進

- ・学生の自主的活動組織である学生会、寮生会の活動を支援し、良好な人間関係を構築できるようサポートする。
- ・学生会主催の研修等のテーマにいじめ撲滅を取り上げ、討議させるとともにそれぞれの組織で活かされるよう促す。

(2) 早期発見

① 早期発見の心得

- ・いじめは教職員の目につきにくい時間や場所（特にインターネット関連）で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、教職員が気付きにくい形で行われることを認識する。
- ・教職員は、休学や退寮等の目に見える変化の他、長期欠席や行事不参加等の変化についても、いじめが原因であることを見逃さないよう留意する。
- ・教職員は、日頃から学生との信頼関係の構築に努めるとともに、学科会議や各種委員会活動、クラブ活動等において、教職員相互が積極的に情報交

換に努め、学生の置かれている状況を常に把握するよう努める。

②早期発見のための措置

- ・いじめ（兆候も含む。）を含む問題を抱える学生を早期に発見するため、定期的な調査を行う。
- ・学生相談室（本校の相談室の他、高専機構の健康相談室を含む。）をはじめとした相談体制について、学生に継続的に周知する。また、保健室等も活用しながら相談しやすい環境及び体制を構築し、相互に連携しながら早期発見に努める。
- ・担任による個人面談や保護者面談を活用し、人間関係や悩みについて早期に把握するように努める。

3. いじめ事案に対する対応

（1）基本的考え方

- ・いじめを発見又は通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・当事者に対する指導においては、事実関係を正確に把握し、被害学生を守るとともに、学生の人格形成に配慮しながら教育的配慮のもとで加害学生を指導する。

（2）発見・通報時の対応

発見・通報があった際は、学生委員会で速やかに対応する。

（3）被害学生及びその保護者への支援

①事実関係の聴取

- ・教職員が複数で対応する。
- ・「被害学生にも過失がある」などのような、被害学生の精神的苦痛を増加させ、また、被害学生の保護者と対応にあたる教職員との信頼関係や教職員間の連携協力関係を崩す可能性のある不適切な認識や言動がなされないよう細心の注意を払う。
- ・あくまで事実確認のみであり、原因究明ではないことに留意する。

②保護者への連絡

- ・被害学生の保護者へは、被害事実を把握した後に速やかに連絡し安全確保と秘密厳守を伝え、可能な範囲で情報共有を図り不安除去に努める。

③支援体制の構築

- ・被害学生の不安の除去や相談体制を構築する。

④安全な環境の確保

- ・被害学生が安心して教育その他の活動を受けられるような環境を確保する。

⑤必要に応じた専門家や警察等外部機関との連携

- ・必要に応じて、心理や福祉の専門家、あるいは警察等の外部の機関と連携を図り対応する。

(4) 加害学生への指導と保護者への情報提供

①事実関係の聴取

- ・事実関係の聴取は、複数で対応し、いじめが確認された場合には、いじめをやめさせ、再発防止に努める。

②保護者への連絡

- ・事実関係の把握後、速やかに加害学生の保護者に連絡し、いじめの事実と学校の対応に関し理解と協力を得る。

③懲戒処分を検討を含む教育的配慮のもとでの指導

- ・十分な反省を求めるとともに弁明の機会を付与し、教育上必要と認められる場合には、懲戒処分を検討する。

④指導上の留意点

- ・いじめ行為に関し、加害学生側が充分悪質性を理解するよう努めるとともに深い反省を求め、今後健全な人間関係を育み、人間としての成長を促す働きかけを行う。

(5) 学生全体への働きかけ

はやし立てたり、同調している学生に対しては、これらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導し、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるよう指導する。

(6) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除の措置をとる。必要に応じて、法務局や警察と連携し、適切な対応をとる。